

---

**実務対応**

プロジェクト **取締役等の報酬等として金銭の払込み等を要しないで株式の発行等をする場合における会計上の取扱い**

項目 **事務局の分析に対する聞かれた意見と追加的な論点の識別**

---

**I. 本資料の目的**

1. 本資料は、取締役等の報酬等として金銭の払込み等を要しないで株式の発行等をする場合の会計処理に関しての前回までの審議資料に、これまでの審議で聞かれた主な意見と、識別された追加的な論点を加筆したものである。

**II. 基本的な考え方****これまでの企業会計基準委員会及び専門委員会で示した事務局の分析**

2. 我が国では、自社の株式オプションを報酬として用いる取引としては企業会計基準第 8 号「ストック・オプション等に関する会計基準」（以下、「ストック・オプション会計基準」という。）があるが、自社の株式を報酬として用いる取引に関する包括的な会計基準はない<sup>1</sup>。
3. 自社の株式を報酬として用いる取引は、自社の株式オプションを報酬として用いるストック・オプションと類似性があるため、以下では、「取締役等の報酬等として金銭の払込み等を要しないで株式の発行等をする場合」（以下、「取締役の報酬等としての株式の無償発行」という。）とストック・オプションについて、その異同を検討する。
4. なお、「取締役の報酬等としての株式の無償発行」については、法務省からの提案書にある以下の取引を前提とする。

(1) 事前交付型：事前に譲渡制限を付した株式を交付し、一定期間の勤務（又はそれに加えて一定の業績目標等）の達成によって譲渡制限を解除するもの。譲渡

---

<sup>1</sup> スtock・オプション会計基準第 15 項では、企業が財貨又はサービスの取得において、対価として自社の株式を交付する取引について、取得した財貨又はサービスの取得価額のみ定めている。ストック・オプション会計基準を定めた 2006 年当時は、自社の株式を報酬として用いる取引は非常に限定的であり、同項は報酬以外のサービス取引を主として想定して定められたものと考えられる。

制限が解除されなかった株式は会社が無償取得する。

- (2) 事後交付型：一定期間の勤務（又はそれに加えて一定の業績目標等）を達成した場合、事後に株式を交付するもの。

### （「取締役の報酬等としての株式の無償発行」とストック・オプションとの比較）

#### 取引の特徴の比較

5. スtock・オプションは、以下の特徴を有すると考えられる。
- (1) 企業から取締役や従業員に報酬として付与するものである。
  - (2) 企業は取締役や従業員に、付与したストック・オプションのインセンティブ効果により、取締役や従業員から追加的なサービスの提供を期待する<sup>2</sup>。
  - (3) 権利行使価格が時価未満の価格である場合の差額は、取締役や従業員にとってのストック・オプションの経済的価値となり<sup>3</sup>、企業の株価に応じて取締役や従業員にとっての価値が変動する。
  - (4) 権利確定条件（勤務条件、業績条件等）が満たされない場合、オプションを使用する権利を喪失し、また、条件が満たされた場合も権利が行使されるまでは自社の株式は発行されず、取締役や従業員は株式に対する権利を得ない。
6. 上記のストック・オプションの特徴について、「取締役の報酬等としての株式の無償発行」との異同は以下のとおり整理される。

#### (1)について

会社法における特則（第202条の2の新設）は、自社の株式を上場会社の取締役に報酬として付与することを想定したものであり、ストック・オプションと同様であると考えられる。

#### (2)について

改正法における取締役の報酬等に関する規律の見直しは、取締役への適切な

---

<sup>2</sup> スtock・オプション会計基準第36項

「(前略)従業員等に付与された自社株式オプションが、多かれ少なかれインセンティブ効果を有すること、すなわち、これを従業員等に付与した場合に量又は質の面で追加的なサービスの提供が期待されること自体については、あまり異論はないものと考えられた。(後略)」

<sup>3</sup> スtock・オプション会計基準第43項

「ストック・オプションは、権利行使された場合に新株が時価未満で発行される（又は自己株式が時価未満で交付される）ことに伴ってオプションを付与された側に生ずる利益を根拠とした経済的価値を有している。(後略)」

インセンティブの付与の一項目として行われており、ストック・オプションと同様であると考えられる。

### (3)について

事前交付型、事後交付型いずれも、企業の株価に応じて取締役が享受する経済的価値が変動する点は、ストック・オプションと同様であると考えられる。

### (4)について

事後交付型では、権利確定条件（勤務条件、業績条件等）が満たされない場合、取締役は株式の交付を受けることができず、株式に対する権利を得ない。この点、ストック・オプションと同様である。

一方、事前交付型については、株式の譲渡制限が設けられ、対象となる勤務を終了するまでの間は、譲渡による経済的利益を享受することができない。ただし、株式の割當時点で株主となることから（改正後の会社法第209条第4項）、割当日から権利確定までの間も配当請求権や議決権等の株主としての権利を有することになり、その点ではストック・オプションと異なる。

### 小括

7. 以上をまとめると、ストック・オプションと「取締役の報酬等としての株式の無償発行」の事後交付型については、インセンティブ効果を期待して付与される点、勤務期間中は（ストック・オプションの場合は勤務期間終了後、さらに権利行使がなされるまでは）株主としての権利は有さない点で、同様の経済効果を有するものと考えられる。
8. 一方、「取締役の報酬等としての株式の無償発行」の事前交付型については、インセンティブ効果を期待して付与される点、及び勤務期間中は（ストック・オプションの場合は勤務期間終了後、さらに権利行使がなされるまでは）譲渡により経済的利益を享受することができない点はストック・オプションと同様であるが、割当日に株主となり権利確定までの間に配当請求権や議決権等の権利を有する点はストック・オプションと異なる。
9. このようにストック・オプション及び「取締役の報酬等としての株式の無償発行」の事後交付型と、事前交付型では株主となるタイミングが異なり、その差は貸方の会計処理（株主資本となるか株主資本以外の純資産となるか）に現れるものの、インセンティブ効果を期待して自社の株式又は株式オプションが付与される点では同様であるため、費用の認識や測定についてはストック・オプション会計基準を準用することが適当と考えられるがどうか。

10. 次項以降では、事務局提案の通り、ストック・オプション会計基準を参考に検討を行うことを前提として、以下の取引ごとに検討を行う。

(1) 事前交付型（株式の発行）

(2) 事前交付型（自己株式の処分）

(3) 事後交付型（株式の発行）

(4) 事後交付型（自己株式の処分）

### III. 事前交付型（株式の発行）

#### これまでの企業会計基準委員会及び専門委員会で示した事務局の分析

##### （基本となる会計処理）

11. スtock・オプション会計基準では、以下を基本となる会計処理としている。

- 企業が従業員等から取得するサービスは、その取得に応じて費用として計上し、対応する金額を、Stock・オプションの権利の行使又は失効が確定するまでの間、貸借対照表の純資産の部に新株予約権として計上する。
- Stock・オプションが権利行使された場合、新株予約権に計上された額を払込資本に振り替える。
- 権利不行使による失効が生じた場合、新株予約権に計上された額を利益に計上する。

12. 要約すると、以下となる。

時点	会計処理
付与日	会計処理なし
対象勤務期間における各期	報酬費用 XX/新株予約権 XX
権利行使	現金及び預金 XX/資本金又は資本準備金 XX 新株予約権 XX
権利不行使による失効	新株予約権 XX/新株予約権戻入益 XX

13. 「取締役の報酬等としての株式の無償発行」の事前交付型の取引は、例えば、以下が想定される。

- 株主総会において、取締役の報酬等について会社法第 361 条第 1 項第 3 号に掲げる募集株式の数の上限等を決議する。
- 取締役会において、上記で決定した募集株式の交付を決議する。
- 取締役との間で上記の募集株式の引受に関する契約を締結する。
- 割当日において契約に基づく譲渡制限を付した株式を交付する。
- 一定期間の勤務や一定の業績目標等の達成等によって譲渡制限を解除する。
- 譲渡制限が解除されなかった株式は、会社が無償取得する。

14. 事前交付型では、取締役の勤務が開始される前に自社の株式が交付される。ただし、譲渡制限が付されており、当該譲渡制限は一定期間の勤務や一定の業績目標等の達成等によって解除されるため、当該譲渡制限が解除されるまでの期間は株式の売却により便益を得ることができない。よって、インセンティブ効果を期待して自社の株式が付与される取引と考えられ、ストック・オプションと同様であると考えられる。
15. なお、ストック・オプションでは自社株式オプションを付与するため、権利確定後の行使や不行使の会計処理が定められているが、事前交付型では自社株式そのものを交付するため、ストック・オプションにおける権利確定後の不行使と同様の事象は生じない。
16. これらの事前交付型の特徴を踏まえ、ストック・オプション会計基準の会計処理を準用すると、以下の会計処理が考えられる。
- 企業が取締役から取得するサービスは、その取得に応じて費用として計上し、対応する金額を、勤務期間の各期に払込資本として計上する。

(下表は、3年間の勤務期間で、1年勤務するたびに譲渡制限が解除されること、3年目の初日に取締役を退任し、その後、3年目に相当する株式の無償取得が行われることを前提としている。)

時点	会計処理
会社法第202条の2第1項第2号の割当日	会計処理なし ※発行済株式総数のみ増加
1年目 (最終日に譲渡制限解除)	報酬費用 XX/払込資本 XX (資本金又は資本準備金)
2年目 (最終日に譲渡制限解除)	報酬費用 XX/払込資本 XX (資本金又は資本準備金)
3年目の初日 会社による自社の株式の無償取得	会計処理なし ※自己株式数のみ増加

17. 前項の会計処理案について説明する。

(1) 報酬費用の相手勘定

ストック・オプションは新株予約権者との間の取引であり、費用に対応する金額を新株予約権として計上するが、「取締役の報酬等としての株式の無償発行」の取引は株主との間の資本取引であり、払込資本を計上することになるものと

考えられる。

この点、従来の株式の発行においては、金銭の払込み等が必要であり(会社法第199条1項第2項)、払込み又は給付をした財産の額を資本金又は準備金とすることとされていること(会社法第445条1項、第2項)から、当該会社法の規定に従って会計処理が行われている。また、資本金又は準備金の認識時点についても、金銭の払込等の期日もしくは出資の履行をした日である株主となる時期(会社法第209条)に行われている。

一方、「取締役の報酬等としての株式の無償発行」の事前交付型においては、上記の財産の払込み又は給付がなく、株式の発行の対価として、取締役からサービスの提供を受けると考え会計処理を行うことが考えられる。

## (2) 自社の株式の無償取得の会計処理

一定期間の勤務や一定の業績目標等の不達成により、譲渡制限が解除されず、会社による自社の株式の無償取得がなされた場合の会計処理は、企業会計基準適用指針第2号「自己株式及び準備金の額の減少等に関する会計基準の適用指針」(以下、自己株式等会計適用指針)という。)第14項にしたがい、会計処理は行わず自己株式の数のみの増加として処理することになると考えられる<sup>4</sup>。

18. なお、以下では補足的な論点について、分析を行っている。

### (補足論点一払込資本の認識時点)

事前交付型の取引においては、割当日(会社法第209条第4項)に対象者は株主となり、譲渡制限はあるものの、配当請求権や議決権等の株主としての権利を有することになり、発行済株式総数は増加することになる。通常現金を対価とする新株発行では株主が権利を得るタイミングと会計処理において払込資本を増加させるタイミングは一致しているため、株主が権利を得るタイミング(=発行済株式総数を増加するタイミング)と払込資本を増加するタイミングを関連づける必要があるか否かが論点になると考えられる。

この点、以下の理由により、ここで、株主が権利を得るタイミングと払込資本を認識するタイミングを関連づける必要はないものと考えられる。

① 会計上の払込資本の認識時点は必ずしも明らかではないが、これまで資

---

<sup>4</sup> (自己株式等会計適用指針第14項)

自己株式を無償で取得した場合、自己株式の数のみの増加として処理する。

本を増加させる財産等の増加をもって認識されてきたと考えられること。

- ② 新株の有利発行が行われた場合、株主間の富の移転が生じているが、時価と発行価額の差額を会計上は必ずしも会計処理を行ってきていないことなどをみてわかるとおり、これまで、払込資本の増加は必ずしも株主の富と関連づけられていないこと（事前交付型の取引において、割当日に企業は対価となるサービス提供を受けていないことから、一時的に既存株主から新規株主への富の移転が生じているものと考えられる。）。

### **これまでの企業会計基準委員会及び専門委員会で聞かれた意見とそれらの意見に関する事務局の対応**

(聞かれた意見)

19. 会計処理の例として、勤務に応じて毎年譲渡制限が解除される前提となっているが、複数年における業績条件が付されているような一般的な設例とした方が良い。

(事務局の対応)

20. 審議事項(3)-2 参考資料1において、以下の設例を示している。

事前交付型

- (1) 複数年の勤務を条件としている場合(株式の発行)
- (2) 複数年の勤務を条件としている場合(自己株式の処分)
- (3) 段階的に譲渡制限が解除される場合(株式の発行)

事後交付型

- (4) 複数年の勤務を条件としている場合(株式の発行)
- (5) 複数年の勤務を条件としている場合(自己株式の処分)

なお、勤務条件に加え業績条件が付されている場合の設例については、次回以降の委員会で検討する。

(聞かれた意見)

21. 事前交付型(株式の発行)の基本的な会計処理について、取崩時の科目がその他資本

剰余金となるのであれば、それに合わせて計上時の科目もその他資本剰余金とした方が理解しやすいのではないか。

(事務局の対応)

22. 審議事項(3)-3において、追加の分析を行っている。

(聞かれた意見)

23. 会計処理の例において、段階的に譲渡制限が解除される場合が示されているが、ストック・オプション会計基準の適用指針の段階的に権利行使が可能となる場合の取扱いにおいて複数の方法が認められており、整理が必要なのではないか。

(事務局の対応)

24. 審議事項(3)-4において、追加の分析を行っている。

(聞かれた意見)

25. 国際的な取扱いがどのようになっているかを示して欲しい。

(事務局の対応)

26. 審議事項(3)-2 参考資料2において、国際会計基準(IFRS)の定めを示している。

## これまでの企業会計基準委員会及び専門委員会で示した事務局の分析

### (報酬費用の測定)

27. スtock・オプション会計基準では、報酬費用を以下のとおり測定することとしている。

- 会計期間における費用計上額＝ストック・オプションの公正な評価額のうち、対象勤務期間を基礎とする方法その他の合理的な方法に基づき当期に発生したと認められる額
- 公正な評価額＝公正な評価単価×ストック・オプション数
- 公正な評価単価は、付与日現在で算定し、条件変更の場合を除き、その後は見直さない。権利不確定による失効の見込みについてはストック・オプション数

に反映させ、公正な評価単価の算定上は考慮しない。

- ストック・オプション数は、付与されたストック・オプション数から、権利不確定による失効の見積数を控除して算定する。
  - 付与日から権利確定日の直前までの間に、権利不確定による失効の見積数に重要な変動が生じた場合には、これに応じてストック・オプション数を見直し、見直し後のストック・オプション数に基づくストック・オプションの公正な評価額に基づき、その期までに費用として計上すべき額と、これまでに計上した額との差額を見直した期の損益として計上する。
  - 権利確定日にはストック・オプション数を権利確定数と一致させ、修正後のストック・オプション数に基づくストック・オプションの公正な評価額に基づき、権利確定日までに費用として計上すべき額と、これまでに計上した額との差額を権利確定日の属する期の損益として計上する。
28. 「取締役の報酬等としての株式の無償発行」の事前交付型の会計処理について、ストック・オプション会計基準を準用して定める場合、基本的に、報酬費用の測定は前項と同様とすることが考えられる。
29. ただし、見積りの変更が生じた場合、以下のとおりストック・オプションと事前交付型では、会計処理が異なることになる。
- ストック・オプションでは勤務条件及び業績条件の不達成による失効の見積数に重要な変動が生じた場合、見積りの変更に伴う差額について新株予約権の残高に反映させ費用処理（又は費用の戻入処理）をすることとされている。
  - 「取締役の報酬等としての株式の無償発行」の事前交付型についても、同様に、見積りの変更に伴う差額について払込資本の残高に反映させ費用処理（又は費用の戻入処理）をすることになるものと考えられる。
  - ここで、費用の戻入処理をする場合、払込資本を減少させることになるが、債権者保護手続との関係で、資本金又は資本準備金を減少することが適切であるかが論点になる可能性がある。仮に資本金又は資本準備金の減少ではなく、その他資本剰余金の減少とした場合、以下のような会計処理になる。

時点	会計処理
会社法第 202 条の 2 第 1 項第 2 号の割当日	会計処理なし ※発行済株式総数のみ増加
1 年目	報酬費用 XX/払込資本 XX

時点	会計処理
	(資本金又は資本準備金)
2年目 見積りの変更によって、費用の戻入れが発生	払込資本(その他資本剰余金) XX /報酬費用 XX
3年目の初日 会社による自社の株式の無償取得	会計処理なし ※自己株式数のみ増加

**これまでの企業会計基準委員会及び専門委員会で聞かれた意見とそれらの意見に関する事務局の対応**

(聞かれた意見)

30. 同じ期間内で交付と没収による戻入が行われた場合など、期中の見積もり変更に関して、四半期財務諸表において、どのように処理するか明確にして頂きたい。

(事務局の対応)

31. 次回以降の委員会で検討する。

**IV. 事前交付型（自己株式の処分）**

**これまでの企業会計基準委員会及び専門委員会で示した事務局の分析**

32. 「取締役の報酬等としての株式の無償発行」の事前交付型を自己株式の処分により行う場合の取引は、例えば、以下が想定される。

- 株主総会において、取締役の報酬等について会社法第 361 条第 1 項第 3 号に掲げる募集株式の数の上限等を決議する。
- 取締役役会において、上記で決定した募集株式の交付（自己株式の処分）を決議する。
- 取締役との間で上記の自己株式の引受に関する契約を締結する。
- 割当日において契約に基づく譲渡制限を付した自己株式を交付する。
- 一定期間の勤務や一定の業績目標等の達成等によって譲渡制限を解除する。

- 譲渡制限が解除されなかった株式は、会社が無償取得する。

33. 企業会計基準第1号「自己株式及び準備金の額の減少等に関する会計基準」(以下、「自己株式等会計基準」という。)では、自己株式の処分については新株の発行と同様の経済的実態を有すると整理している。よって、事前交付型で自己株式の処分を行った場合の基本的な会計処理及び報酬費用の測定は、事前交付型で株式を発行した場合と同様にすることが考えられる。

34. ただし、自己株式の処分により株式の割当てを行う場合、その時点での自己株式の簿価の会計処理が必要となる点で、新株の発行と異なることになる。

その点も踏まえると、以下の会計処理が考えられる。

(下表は、3年間の勤務期間で、1年勤務するたびに譲渡制限が解除されること、3年目の初日に取締役を退任し、その後、3年目に相当する株式の無償取得が行われることを前提としている。)

時点	新株の発行	自己株式の処分
会社法第202条の2第1項第2号の割当日	会計処理なし ※発行済株式総数のみ増加	払込資本(その他資本剰余金) XX /自己株式 XX ※自己株式数の減少
1年目 (最終日に譲渡制限解除)	報酬費用 XX /払込資本 XX (資本金又は資本準備金)	報酬費用 XX /払込資本(その他資本剰余金)XX
2年目 (最終日に譲渡制限解除)	報酬費用 XX /払込資本 XX (資本金又は資本準備金)	報酬費用 XX /払込資本(その他資本剰余金)XX
3年目の初日 会社による自社の株式の無償取得	会計処理なし ※自己株式数のみ増加	会計処理なし ※自己株式数の増加

35. 前項の会計処理のうち、論点となるのは自己株式の消滅の認識の時点であり、その点について分析する。

自己株式等会計適用指針では、自己株式の取得及び処分は、株主との間の資本取引として、資本の払戻し及び資本の払込の性格を有する類似の取引に準ずる方法に

より処理する<sup>5</sup>こととされている。また、自己株式の処分の認識時点については、対価の払込期日<sup>6</sup>とされている。

36. ここで、事前交付型において自己株式の処分により株主に割当てを行う場合の会計処理は、以下の2つが考えられる。

案1

- ◇ 割当日に自己株式の簿価を減額し、払込資本（その他資本剰余金）を同額減額する。
- ◇ 報酬費用の増加に伴い、払込資本（その他資本剰余金）を増額する。

案2

- ◇ 報酬費用の増加に伴い、払込資本（その他資本剰余金）を増額する。
- ◇ 勤務が終了し権利が確定した時に、自己株式の簿価を減額し、払込資本（その他資本剰余金）を同額減額する。

37. 両案のメリット及びデメリットは、以下のとおり分析される。

案1

メリット

- 株式が会社から株主に移転する時点と同様であり、事実を忠実に表す。
- 通常時の自己株式の処分は、対価の払込期日に認識することとされており、これは会社法上、自己株式の処分の効力が生じるのは払込期日とされているためである<sup>7</sup>が、「取締役の報酬等としての株式の無償発行」の場合は、当該効力が

---

<sup>5</sup> 自己株式等会計適用指針第32項

(前略) 自己株式等会計基準では、自己株式の取得及び処分は、株主との間の資本取引であり、資本の払戻し及び資本の払込みの性格を有すると位置付けた上で、その考えに照らして会計処理を定めている。よって、この会計処理との整合性から、(2)の資本の払戻し及び資本の払込みの性格を有する類似の取引の認識に準ずる方法が適切であると考えられる。

<sup>6</sup> 自己株式等会計適用指針第5項

自己株式の取得及び処分の認識時点

(前略) 募集株式の発行等の手続による自己株式の処分については、対価の払込期日（払込期間を定めた場合には出資が履行された日をいう。以下同じ。）（会社法第209条）に認識する。

<sup>7</sup> 自己株式等会計適用指針第34項

一方、募集株式の発行等の手続による自己株式の処分については、会社法上、その効力が生じるのは払込期日とされており、払込期日に認識することが適切である（第5項参照）。

生じるのが「割当日」であり、従来の考え方と整合する。

デメリット

- 当初に自己株式の簿価に相当する払込資本（その他資本剰余金）の減額が認識されることになり、財務諸表の利用者に株主資本が減少したかのような誤解を与える可能性がある。

38. 案2

メリット

- 案1における当初の払込資本(その他資本剰余金)の減額がなく理解しやすい。

デメリット

- 自己株式がもはや会社の手元にはなく、譲渡制限付の株式として取締役が株主になっているにもかかわらず、自己株式として認識し続けることになる。
- 表示されている自己株式は処分時に分配可能額が増加する効果があると捉えられており、その点で誤解される可能性がある。

（なお、案1、案2のいずれのケースでも、株主資本の合計額は変わらない。また、分配可能額も変わらない。）

39. 案1及び、案2いずれの考えも採り得ると考えられるが、自己株式の処分の効力が生じ、企業が自己株式を保有しなくなったという事実を重視し、案1の会計処理を採用している。

**これまでの企業会計基準委員会及び専門委員会で聞かれた意見とそれらの意見に関する事務局の対応**

（聞かれた意見）

40. 事前交付型(自己株式の処分)について、案1で当初に自己株式の簿価分のその他資本剰余金を減額し、期末時点でその他資本剰余金の残高がマイナスとなった場合に、その他利益剰余金に振り替えることになるが、その後の勤務によってその他資本剰余金を増額させることから、財務諸表の利用者が理解することが難しいのではないか。

（事務局の対応）

41. 審議事項(3)-5において、追加の分析を行っている。

## V. 事後交付型（株式の発行）

### これまでの企業会計基準委員会及び専門委員会で示した事務局の分析

42. 「取締役の報酬等としての株式の無償発行」の事後交付型の取引は、例えば、以下が想定される。

- 株主総会において取締役の報酬等としての会社法第 361 条第 1 項第 3 号に掲げる募集株式の数の上限等を決議する。
- 上記で決定した内容に基づき、取締役との間で株式報酬に関する契約を締結する。
- 上記の契約に定める一定期間の勤務や一定の業績目標等の達成等によって、株式が交付される権利が確定する。
- 権利が確定した株式について、取締役会において募集株式の交付を決議する。
- 取締役との間で上記の募集株式の引受に関する契約を締結する。
- 割当日において確定した株式を交付する。

43. 事後交付型では、条件達成によって権利が確定した場合に株式が交付されることから、インセンティブ効果を期待して自社の株式が付与される取引と考えられ、ストック・オプションや事前交付型と同様であると考えられる。そのため、基本的な会計処理及び報酬費用の測定は、事前交付型で示したものを基本とすることが考えられる。

（下表は、3 年間の勤務期間で、1 年勤務するたびに段階的に権利が確定すること（事前交付型の場合は譲渡制限の解除）、3 年目の初日に取締役を退任し、その後、株式の発行決議と交付が行われる（事前交付型の場合は 3 年目に相当する株式の無償取得が行われる）ことを前提としている。）

時点	事前交付型	事後交付型
契約日	会計処理なし	会計処理なし
会社法第 202 条の 2 第 1 項第 2 号の割当日（事前交付型）	会計処理なし ※発行済株式総数のみ増加	
1 年目	報酬費用 XX / 払込資本 XX (資本金又は資本準備金)	報酬費用 XX / 純資産の部の株主資本以外の項目 XX
2 年目	報酬費用 XX / 払込資本 XX	報酬費用 XX

時点	事前交付型	事後交付型
	(資本金又は資本準備金)	/純資産の部の株主資本以外の項目 XX
3年目の初日 会社による自社の株式の無償取得（事前交付型）	会計処理なし ※自己株式数のみ増加	
会社法第202条の2第1項第2号の割当日（事後交付型）		純資産の部の株主資本以外の項目 XX /払込資本 XX (資本金又は資本準備金) ※発行済株式総数が増加

44. 事前交付型と事後交付型で異なる点は以下となると考えられる。

(1) 付与日

公正な評価単価の計算では、付与日の株価を利用し、ストック・オプション及び事前交付型では、「割当日」としている。事後交付型では、付与日は報酬に関する契約が取締役との間で締結された日とすることが考えられる。

(2) 払込資本の認識時点

事後交付型の取引においては、事前交付型の取引と異なり、サービス提供を受けた後に株式を引き渡すことになるため、権利確定日以後の割当日において払込資本の増加を認識することが考えられる。

(3) 報酬費用の相手勘定

(2)に示したように、事後交付型では権利確定日以後の割当日において払込資本の増加を認識することになるため、対象勤務期間における報酬費用の相手勘定が論点となる。

まず、対象勤務期間においては未だ株式が発行されておらず、株主に帰属するものであることを表す株主資本として計上すべきではないと考えられる。

この点、対象勤務期間においては未だ株式が発行されておらず、勤務期間中は（ストック・オプションの場合は勤務期間終了後、さらに権利行使がなされるまでは）新株発行がなされ払込資本となるかが不確実である点、返済義務のある負債ではない点は、ストック・オプションと同様の性格を有するものと考えられる。

えられる。

ここでストック・オプションでは、純資産の部の株主資本以外の項目として新株予約権<sup>8</sup>に計上することとされている。よって、事後交付型の報酬費用の相手勘定についても、純資産の部の株主資本以外の項目として計上することが適当であると考えられる（この場合、会計基準上、純資産の部の株主資本以外の項目についての区分項目が限定されている<sup>9</sup>ことから、純資産会計基準の定めを改正し、項目を追加することになる）。

### これまでの企業会計基準委員会及び専門委員会で聞かれた意見とそれらの意見に関する事務局の対応

(聞かれた意見)

45. 報酬費用の相手勘定を純資産の株主資本以外の項目に計上する理由として、株式が発行されるかが不確実である点、返済義務のある負債ではない点がストック・オプションと同様である点が記載されているが、段階的に権利確定する場合のように、権利確定してから株式が発行されるまでの状態では不確実とは言えない場合も想定されるため、株式が発行されていない点が主な理由になるのではないか。

46. 企業会計原則注解 18 の引当金とする会計処理は考えられないか整理されたい。

47. 公正な評価単価の計算時点を契約日とする点について、割当日における株価を用いて払込資本の額を算定する実務もあり、いずれを「付与日」とすべきかについて検討して頂きたい。

(事務局の対応)

<sup>8</sup> 企業会計基準第5号「貸借対照表の純資産の部の表示に関する会計基準」（以下、「純資産会計基準」という。）第22項(1)

新株予約権は、将来、権利行使され払込資本となる可能性がある一方、失効して払込資本とはならない可能性もある。このように、発行者側の新株予約権は、権利行使の有無が確定するまでの間、その性格が確定しないことから、これまで、仮勘定として負債の部に計上することとされていた。しかし、新株予約権は、返済義務のある負債ではなく、負債の部に表示することは適当ではないため、純資産の部に記載することとした。

<sup>9</sup> 純資産会計基準第7項

株主資本以外の各項目は、次の区分とする。

(1) 個別貸借対照表上、評価・換算差額等（第8項参照）及び新株予約権に区分する。  
 (2) 連結貸借対照表上、評価・換算差額等（第8項参照）、新株予約権及び非支配株主持分に区分する。（後略）

48. 審議事項(3)-3において、追加の分析を行っている。

(追加の分析について聞かれた意見)

49. 従来、実務で行われている現物出資構成の事後交付型について、実務で行われている処理との整合性を検討して頂きたい。

50. 報酬費用の測定の基準日をどの時点とするかについては、事前交付型との整合性についても検討して頂きたい。

51. 実務対応報告第30号「従業員等に信託を通じて自社の株式を交付する取引に関する実務上の取扱い」において、「従業員への福利厚生を目的として、自社の株式を受け取ることができる権利(受給権)を付与された従業員に信託を通じて自社の株式を交付する取引」における従業員に割り当てられたポイントについて、引当金を計上することとされていることとの整合性についても検討して頂きたい。

(聞かれた意見)

52. 契約日で公正な評価単価を固定した場合、払込資本の計上金額と割当時の株価に基づく金額が乖離する可能性があり、会社法上の有利発行にあたる可能性はないか。

(事務局の対応)

53. 次回以降の委員会で検討を行う。

## VI. 事後交付型(自己株式の処分)

### これまでの企業会計基準委員会及び専門委員会で示した事務局の分析

54. 事後交付型において株式の交付を自己株式の処分で行う場合、本資料第33項の通り、自己株式の処分については新株の発行と同様の経済的実態を有すると整理しているため、その会計処理は、基本的に事後交付型(株式の発行)で示したものと同様になると考えられる。

(下表は、3年間の勤務期間で、1年勤務するたびに段階的に権利が確定すること、3年目の初日に取締役を退任し、その後、株式の発行決議と交付が行われることを前提としている。)

時点	事後交付型(株式の発行)	事後交付型(自己株式の処分)
契約日	会計処理なし	会計処理なし
1年目	報酬費用 XX	報酬費用 XX

時点	事後交付型（株式の発行）	事後交付型（自己株式の処分）
	/純資産の部の株主資本以外の項目 XX	/純資産の部の株主資本以外の項目 XX
2年目	報酬費用 XX /純資産の部の株主資本以外の項目 XX	報酬費用 XX /純資産の部の株主資本以外の項目 XX
会社法第202条の2第1項第2号の割当日（事後交付型）	純資産の部の株主資本以外の項目 XX /払込資本 XX (資本金又は資本準備金) ※発行済株式総数が増加	純資産の部の株主資本以外の項目 XX / 自己株式 XX 払込資本 XX (その他資本剰余金) ※自己株式数が減少

## VII. 開示（注記）

### これまでの企業会計基準委員会及び専門委員会で示した事務局の分析

55. 「取締役の報酬等としての株式の無償発行」の開示に関する論点として、以下が考えられ、別途検討を要する。

- (1) どのような内容の注記を行うか。ストック・オプション会計基準における注記事項<sup>10</sup>を参考にするか。
- (2) 1株当たり情報における取扱い
- (3) 関連当事者取引における取扱い

### これまでの企業会計基準委員会及び専門委員会で聞かれた意見とそれらの意見に関する事務局の対応

<sup>10</sup> スtock・オプション会計基準第16項  
次の事項を注記する。

- (1) 本会計基準の適用による財務諸表への影響額
- (2) 各会計期間において存在したストック・オプションの内容、規模（付与数等）及びその変動状況（行使数や失効数等）。(略)
- (3) スtock・オプションの公正な評価単価の見積方法
- (4) スtock・オプションの権利確定数の見積方法
- (5)~(7) (略)

(聞かれた意見)

56. 株主資本等変動計算書の注記において、発行済株式総数や自己株式数を株式の種類毎に開示することとなっているが、事前交付型においては、当初に払込がなく発行済株式総数が増えている点を明確にするなど、当該注記についても検討が必要ではないか。

57. 事前交付型と事後交付型で会計処理や考え方が異なっており、発行済株式総数や1株当たり情報等、丁寧な開示が必要になる。

(事務局の対応)

58. 次回以降の委員会で検討する。

以 上

## 別紙 1：テーマ提案の内容と会社法改正の概要

## 1. テーマ提案の内容

1. 以下は、2019年12月11日に会社法の一部を改正する法律(以下、「改正法」という。)が公布された<sup>11</sup>ことを受け、法務省から基準諮問会議に対してなされた新規テーマの提案である。

(テーマ)

取締役等の報酬等として金銭の払込み等を要しないで株式の発行等をする場合における会計基準の開発について

(提案理由)

令和元年12月11日に公布された会社法の一部を改正する法律(令和元年法律第70号。以下「会社法改正法」という。)においては、株式会社が業績等に連動した報酬等をより適切かつ円滑に取締役又は執行役(以下「取締役等」という。)に付与することができるようにするため、上場会社が取締役の報酬等として株式の発行又は自己株式の処分(以下「株式の発行等」という。)をする場合には、金銭の払込み等を要しないこととしている(会社法第202条の2第1項等)。

株式の発行により計上すべき資本金又は資本準備金の額は、原則として、株式の発行に際して株主となる者が当該株式会社に対して払込み又は給付をした財産の額を基礎として計算される(会社法第445条第1項から第3項まで)が、取締役等の報酬等として金銭の払込み等を要しないで株式を発行する場合には、この規律を適用するのではなく、一般に公正妥当と認められる企業会計の慣行も踏まえた規律とすべきであると指摘されている。そこで、会社法改正法においては、取締役等の報酬等として金銭の払込み等を要しないで株式を発行する場合において、当該株式の発行により資本金又は準備金として計上すべき額については、法務省令で定めることとしている(同条第6項)。

上記の法務省令の内容は、公正妥当と認められる企業会計の慣行も踏まえて定める必要があるが、現在、取締役等の報酬等として金銭の払込み等を要しないで株式の発行等をする場合における明確な会計基準は存在しないことから、その場合に係る会計基準の開発をお願いしたく、本テーマを提案させていただきたい。

(具体的内容)

1 会社法改正法の概要

- (1) 上場会社において、取締役等の報酬等として募集株式の発行又は自己株式の処分をするときは、金銭の払込み等を要しないこととする(第202条の2第1項、第3

<sup>11</sup> 改正法の附則第1条において「この法律は、公布の日から起算して1年6月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。」とされており、2021年5月までに施行されることとなる。

項)。

- (2) 上場会社において、取締役等の報酬等として新株予約権を発行するときは、新株予約権の行使に際して金銭の払込み等を要しないこととする(第236条第3項、第4項)。
- (3) 取締役等に対する報酬等としての株式の発行により資本金又は準備金として計上すべき額については、法務省令で定めることとする(第445条第6項)。

2 想定されている典型的な株式報酬の形態

(1) 事前交付型

事前に譲渡制限を付した株式を交付し、一定期間の勤務や一定の業績目標等の達成等によって譲渡制限を解除するもの。譲渡制限が解除されなかった株式は会社が無償取得する。

(2) 事後交付型

一定の業績目標等を達成した場合など、事後に株式を交付するもの

- 2. 次項以降では、会社法の改正の概要、及び取締役等の報酬等として金銭の払込み等を要しないで株式の発行等をする場合の会計処理について検討を行っている。
- 3. なお、上記のとおり、取締役等の報酬等として新株予約権を発行する場合にも新株予約権の行使に際して金銭の払込み等を要しないこととすることが定められているが、いわゆる1円ストック・オプションについて払込みを要しないとしたものであり、ストック・オプション会計基準の範囲に含まれると考えられるため、特段の基準開発は行わない。

## II. 会社法改正の概要

### (改正前の会社法の規定)

- 4. 従前の会社法においては、募集事項の決定について次のとおり定められており、発行する株式又はその処分する自己株式を引き受ける者の募集をしようとするときは、募集株式の払込金額又はその算定方法を定めなければならないとされている。

(募集事項の決定)

第199条 株式会社は、その発行する株式又はその処分する自己株式を引き受ける者の募集をしようとするときは、その都度、募集株式(当該募集に応じてこれらの株式の引受けの申込みをした者に対して割り当てる株式をいう。以下この節において同じ。)について次に掲げる事項を定めなければならない。

- 一 募集株式の数(種類株式発行会社にあつては、募集株式の種類及び数。

<p>以下この節において同じ。)</p> <p>二 募集株式の払込金額（募集株式一株と引換えに払い込む金銭又は給付する金銭以外の財産の額をいう。以下この節において同じ。）又はその算定方法</p> <p>三 金銭以外の財産を出資の目的とするときは、その旨並びに当該財産の内容及び価額</p> <p>四 募集株式と引換えにする金銭の払込み又は前号の財産の給付の期日又はその期間</p> <p>五 株式を発行するときは、増加する資本金及び資本準備金に関する事項 2～5（略）</p>
----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------

**（改正法における規定）**

5. 改正法においては、取締役の報酬等の内容決定手続等に関する透明性を向上させるため、取締役の報酬等として自社の株式を付与しようとする場合には、以下のとおり、定款又は株主総会の決議により、株式等の数の上限等を定めなければならないこととしている（第 361 条第 1 項第 3 号）。（下線事務局）

<p>（取締役の報酬等）</p> <p>第 361 条 取締役の報酬、賞与その他の職務執行の対価として株式会社から受ける財産上の利益（以下この章において「報酬等」という。）についての次に掲げる事項は、定款に当該事項を定めていないときは、株主総会の決議によって定める。</p> <p>一 報酬等のうち額が確定しているものについては、その額</p> <p>二 報酬等のうち額が確定していないものについては、その具体的な算定方法</p> <p>三 <u>報酬等のうち当該株式会社の募集株式（第 199 条第 1 項に規定する募集株式をいう。以下この項及び第 409 条第 3 項において同じ。）については、当該募集株式の数（種類株式発行会社にあつては、募集株式の種類及び種類ごとの数）の上限その他法務省令で定める事項</u></p> <p>四～六（略）</p>
-------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------

6. その上で、株式会社が業績等に連動した報酬等を適正かつ円滑に取締役に付与することができるようにするため、上場会社が取締役の報酬等として株式の発行等をする場合には、以下のとおり、募集株式と引換えにする金銭の払込等を要しないこととするように見直し（第 202 条の 2 の新設）が行われている。より詳細な趣旨は脚注のとおりである<sup>12</sup>。

<sup>12</sup> 「令和元年改正会社法の解説（Ⅲ）竹林 俊憲法務省大臣官房参事官他（商事法務 No. 2224）」

現行法上、第 199 条第 1 項の募集に係る株式の発行または自己株式の処分においては、常に募集株式の払込金額またはその算定方法を定めなければならないこととされている（同項第 2 号）。そのため、取締役の報酬等として株式を交付しようとする株式会社においては、実務上、

(取締役の報酬等に係る募集事項の決定の特則)

第202条の2 金融商品取引法第2条第16項に規定する金融商品取引所に上場されている株式を発行している株式会社は、定款又は株主総会の決議による第361条第1項第3号に掲げる事項についての定めに従いその発行する株式又はその処分する自己株式を引き受ける者の募集をするときは、第199条第1項第2号及び第4号に掲げる事項を定めることを要しない。この場合において、当該株式会社は、募集株式について次に掲げる事項を定めなければならない。

- 一 取締役の報酬等（第361条第1項に規定する報酬等をいう。第236条第3項第1号において同じ。）として当該募集に係る株式の発行又は自己株式の処分をするものであり、募集株式と引換えにする金銭の払込み又は第199条第1項第3号の財産の給付を要しない旨
  - 二 募集株式を割り当てる日（以下この節において「割当日」という。）
- 2～3(略)

なお、上記の特則は、上場会社の取締役又は執行役に限定したものであり<sup>13</sup>、監査役や従業員には適用されない。

7. 前項の特則に基づいて募集事項の決定を行った場合の株主となる時期として、次の改正が行われている(第209条第4項)。(下線事務局)

(株主となる時期等)

第209条 募集株式の引受人は、次の各号に掲げる場合には、当該各号に定める

いわゆる現物出資構成により、金銭を取締役の報酬等とした上で、取締役をして株式会社に対する報酬支払請求権を現物出資財産として給付させることによって株式を交付することがされている。しかし、このような方法は技巧的であり、かつ、このように株式を交付した場合の資本金等の取扱いが明確でないと指摘されていた。

そこで、改正法においては、より円滑に株式を報酬等として取締役に交付することができるように、上場会社は、取締役の報酬等として株式の発行または自己株式の処分をするときは、募集株式と引換えにする金銭の払込みまたは、199条1項3号の財産の給付を要しないこととしている(第202条の2第1項第1号)。

<sup>13</sup> 「令和元年改正会社法の解説(Ⅲ) 竹林 俊憲法務省大臣官房参事官他(商事法務No. 2224)」

上場会社の取締役又は執行役に限定した理由は、以下のとおり説明されている。

「上場会社以外の株式会社の株式については、市場価額が存在せず、その公正な価値を算定することが容易ではない。そのような場合であっても、取締役の報酬等として金銭の払込等を要しないで株式の発行等を行うことができることとすると、それらが濫用され、不当な経営者支配を助長するおそれが高まると考えられる。」

また、有利発行規制が適用されない理由は、以下のとおり説明されている。

「取締役の報酬等として株式の発行又は自己株式の処分をする場合には、当該株式は取締役の職務執行の対価として交付されることとなり、取締役は株式会社に対して便益を提供することとなるため、金銭の払込みを要しないこととすることが特に有利な条件に該当することは想定し難い。また、改正法においては、当該株式会社の募集株式を取締役の報酬等とする場合には、株主総会の決議によって募集株式の数の上限等を定めなければならないこととしている(第361条第1項第3号)。このように株主総会の決議を必要とすることによって、許容される希釈化の限度について株主の意思を確認することとしているため、重ねて有利発行規制を適用することとはしていない。」

日に、出資の履行をした募集株式の株主となる。

一 第199条第1項第4号の期日を定めた場合 当該期日

二 第199条第1項第4号の期間を定めた場合 出資の履行をした日

2～3 (略)

4 第1項の規定にかかわらず、第202条の2第1項後段の規定による同項各号に掲げる事項についての定めがある場合には、募集株式の引受人は、割当日に、その引き受けた募集株式の株主となる。

8. また、第361条第1項3号等の定めに従って取締役の報酬等として自社の株式を発行した場合の資本金の額等として、次の改正が行われている(第445条第6項)。  
(下線事務局)

(資本金の額及び準備金の額)

第445条 株式会社の資本金の額は、この法律に別段の定めがある場合を除き、設立又は株式の発行に際して株主となる者が当該株式会社に対して払込み又は給付をした財産の額とする。

2 前項の払込み又は給付に係る額の二分の一を超えない額は、資本金として計上しないことができる。

3 前項の規定により資本金として計上しないこととした額は、資本準備金として計上しなければならない。

4～5 (略)

6 定款又は株主総会の決議による第361条第1項第3号、第4号若しくは第5号ロに掲げる事項についての定め又は報酬委員会による第409条第3項第3号、第4号若しくは第5号ロに定める事項についての決定に基づく株式の発行により資本金又は準備金として計上すべき額については、法務省令で定める。

9. 前項の改正後の会社法第445条第6項における「法務省令で定める」としていることに関し、テーマ提案にあるように、「一般に公正妥当と認められる企業会計の慣行も踏まえた規律とすべきである」として、取締役等の報酬等として金銭の払込み等を要しないで株式の発行等をする場合に係る会計基準の開発が要請されている。

別紙2：会計処理案まとめ

(下表は、3年間の勤務期間で、1年勤務するたびに譲渡制限が解除されること(事後交付型の場合、段階的に権利が確定すること)、3年目の初日に取締役を退任し、その後、3年目に相当する株式の無償取得が行われる(事後交付型の場合は株式の発行決議と交付が行われる)ことを前提としている。)

時点	事前交付型		事後交付型	
	新株の発行	自己株式の処分	新株の発行	自己株式の処分
会社法第202条の2第1項第2号の割当日(事前交付型)	会計処理なし ※発行済株式総数のみ増加	払込資本(その他資本剰余金) XX  /自己株式 XX ※自己株式数が減少		
1年目	報酬費用 XX /払込資本 XX (資本金又は資本準備金)	報酬費用 XX /払込資本 XX (その他資本剰余金)	報酬費用 XX / 純資産の部の株主資本 以外の項目 XX	報酬費用 XX / 純資産の部の株主資本 以外の項目 XX
2年目	報酬費用 XX /払込資本 XX (資本金又は資本準備金)	報酬費用 XX /払込資本 XX (その他資本剰余金)	報酬費用 XX / 純資産の部の株主資本 以外の項目 XX	報酬費用 XX / 純資産の部の株主資本 以外の項目 XX
3年目の初日 会社による自社の株式の無償取得(事前交付型)	会計処理なし ※自己株式数のみ増加	会計処理なし ※自己株式数のみ増加		
会社法第202条の2第1項第2号の割当日			純資産の部の株主資本以外の項目 XX	純資産の部の株主資本以外の項目 XX

審議事項(3)-2

時点	事前交付型		事後交付型	
	新株の発行	自己株式の処分	新株の発行	自己株式の処分
日(事後交付型)			/払込資本 XX (資本金又は資本準備金) ※発行済株式総数が増加	/ 自己株式 XX 払込資本 XX (その他資本剰余金) ※自己株式数が減少